

入 札 公 告

国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」という。）において、下記のとおり役務の提供について一般競争に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 神戸大学医学部附属病院医療機器循環支援サービス業務
- (2) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務場所 神戸大学医学部附属病院

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同3条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 各省各庁の競争参加資格（全省庁統一資格）又は神戸大学競争参加資格において、令和8年度に近畿地域の「役務の提供等」のA・B・C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3) その他契約規程第5条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 入札説明並びに契約条項を示す場所及び日時

所在地 神戸市中央区楠町7丁目5番1号
場 所 神戸大学医学部管理棟5階入札室
日 時 令和8年3月9日 13時30分

なお、事前に仕様書関係書類の交付を希望する者は、以下に示す受付期間内に、11（4）に示す担当者に電子メールにて依頼すること。
またその際の件名は、「【関係書類交付希望】神戸大学医学部附属病院医療機器循環支援サービス」とし、本文に会社名、担当者氏名、電話番号を明記すること。
（受付期間：3月3日～3月13日 17時00分（土・日・祝日を除く））

4. 競争入札執行の場所及び日時

所在地 神戸市中央区楠町7丁目5番1号
場 所 神戸大学医学部管理棟5階入札室
日 時 令和8年3月16日 13時30分

5. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 価格交渉落札方式による契約について

本契約は、国立大学法人神戸大学価格交渉落札方式による契約に関する取扱要項に従って契約するものとする。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。
ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として、落札金額の100分の5に相当する金額を神戸大学に支払わなければならない。
なお、この措置を講じた場合は、国立大学法人神戸大学における物品供給等契約に係る取引停止等の取扱要項により、取引停止措置を講じられる。

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他契約規程第8条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9. 契約書の作成

競争入札の結果、落札者が決定したときは、当該落札者は契約書を作成するものとする。

10. 異議の申立

入札者は、入札後本公告、仕様書、契約書案について、異議の申立をすることができない。

11. その他

- (1) 郵便、電信による入札は認めない。
- (2) 代理入札の場合は委任状を提出すること。この場合代理人名をもって入札すること。
- (3) 入札は本学所定の用紙をもって行う。
- (4) その他細部については、神戸大学医学部管理課病院契約係（担当：宇多）に問い合わせること。
電話：078-382-5120
電子メールアドレス：uda_2511@aquamarine.kobe-u.ac.jp

令和8年3月3日

国立大学法人神戸大学 契約担当役 理事 森山 睦

仕 様 書

1. 件名

神戸大学医学部附属病院医療機器循環支援サービス業務

2. 業務場所

神戸市中央区楠町7丁目5番2号（神戸大学医学部附属病院内）

3. 業務期間

- ① 業務期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- ② 業務を要しない日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。

4. 業務時間

業務時間は、8時00分から18時30分までとする。

5. 業務内容

別紙業務内容のとおり

6. 業務要員等

- ① 受注者は、業務の性質、内容、量及び業務従事者の技術の習熟度等を勘案し、業務の円滑な履行に十分な人員を配置すること。
- ② 受注者は、業務従事者の中から総括かつ指導できる業務責任者を定め、業務の履行状況を監督させるとともに、各種連絡調整を行うものとする。受注者は業務の管理、関係部署との連絡調整、業務従事者の指導及び業務従事者が業務できない場合の措置を講じること。
- ③ 受注者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第40条の2第1項の規定による許可を受けている者であること。
- ④ 受注者は、過去3年間に医療機関において特定保守管理医療機器の保守点検業務を年間10,000台以上かつ1年以上請負った実績を有する者であること。
- ⑤ 業務責任者は、400床以上の病院での医療機器保守・点検・修理の実務経験が5年以上の者で下記の資格を有している者を配置すること。
 - ・医療機器修理業の責任技術者基礎講習会を修了している者
- ⑥ 業務従事者は、400床以上の病院での医療機器保守・点検・修理の実務経験が3年以上の者を1名以上配置すること。
- ⑦ 受注者は、業務要員の固定化に努めること。

- ⑧ 受注者は、業務要員に対象機器に係るメーカー主催のメンテナンス講習会等を受講させること。ただし、講習会等が開催されない機器については、発注者、受注者間に置いて協議の上対応を検討するものとする。
- ⑨ 各講習会等に要する費用は受注者の負担とする。
- ⑩ 受注者は、上記のメンテナンス講習会等について、受講記録を本院に提出すること。
- ⑪ 受注者は、業務要員に対し本請負にかかる教育・研修を行い、研修記録等を本院に提出すること。またあらかじめ研修計画を提出すること。
- ⑫ 受注者は、業務従事者の身元、衛生、風紀及び規律の維持等一切の責任を負うものとし、発注者が不適合と認めた者は、本業務に従事させてはならない。
- ⑬ 受注者は、本契約に関連する労働基準法、労働災害補償保健法に基づく業務従事者の身分保障について、一切の責任を負うものとする。

7. 業務従事者の届出

- ① 受注者は、業務従事者（交替要員を含む。）の名簿を、事前に医学部管理課病院契約係に提出するものとする。
- ② 業務従事者に異動が生じた場合も同様とし、異動内容とともに新たに従事することとなる業務従事者の名簿を提出する。

8. 衛生風紀

- ① 受注者は、本契約期間中、業務従事者の健康管理に留意し、定期又は随時に健康診断を受けさせ、その結果を常に把握し、体調の悪い者や伝染性疾患患者（眼疾患者を含む。）を業務に従事させてはならない。
- ② 受注者は、本学が別に提示する「院内感染予防取扱」に従い、院内感染の予防に努めるものとする。
- ③ 業務従事者は、受注者の制服を着用し、写真付名札を着用すること。

9. 禁止事項

- ① 発注者に属する関係書類及び調度類を院外に持ち出してはならない。
- ② 業務区域以外は許可なく立ち入ることを禁止する。
- ③ 業務中は、私語を慎むとともに、業務遂行のうえで知り得た患者や医療に関する秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

10. 報告等

受注者は、毎日業務日誌を作成し、医学部管理課病院契約係に提出してその確認を受けるものとする。また、インシデント・事故発生時には速やかに発注者に報告するものとする。受注者は、施設内の設備機器等の不調を発見した場合、速やかに発注者に報告するものとする。

1 1. 施設設備等の提供

- ① 発注者は、業務従事者の更衣室および休憩室を提供するものとする。
- ② 業務の実施に必要な消耗品、備品及び光熱水費は、発注者の負担とし、受注者はこれを善良なる管理者の注意をもって使用すること。

1 2. 個人情報

受注者は、発注者が定めた別紙「個人情報取扱業務契約遵守事項」を遵守すること。

1 3. その他

- ① 受注者は、業務従事者が病気、事故等やむを得ない事情により業務に従事できない場合は、速やかに発注者へ通知し、交代要員を配置するなど業務に支障がないよう直ちに万全の措置をとること。
- ② 受注者は、業務の実施にあたり盗難その他事故防止に注意を払い、天災その他やむを得ない場合を除き、受注者の過失（業務従事者の過失及び不法行為に関する使用者の責任を含む。）により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。
- ③ 受注者は、業務上の事故に対する賠償責任保険などに加入すること。
- ④ 本業務に係る関係書類は、紛失、汚損等のないよう注意を払い、発注者が指定する場所に保管するものとする。
- ⑤ 業務従事者は、日常清掃等、発注者所属の職員と協力して職場環境の維持に努めること。
- ⑥ 受注者は、本院が効率よく医療機器を管理、運用する体制づくりに協力すること。
- ⑦ 所定の業務が終了しない等の理由により、業務を要しない日及び業務時間を超えて業務を行う必要がある場合は、事前に担当職員に届出て許可を受けること。
- ⑧ 関係法令の改正等により業務内容に変更を行う必要が生じた場合、受注者は本院へ別紙「業務内容」の更新に必要な情報を提供すること。
- ⑨ 事故・災害発生時は、発注者が作成したマニュアルに準じた対応をとること。
- ⑩ 受注者は災害時に備えて、発注者が作成した防災計画に則った訓練を行うこと。
- ⑪ 受注者は、緊急時・苦情処理が即対応できる体制をとるために、対応体制図を整備し、発注者に提出するものとする。
- ⑫ 契約期間の満了等に伴い、業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合は、後任者との間で業務の引き継ぎを行うこと。また、受注者は日常業務における業務マニュアルを作成し適宜更新を行うこととする。
- ⑬ 受注者においては、本院が別途契約等を行っているコンサルティング会社さらには競合他社による業務分析や新たな取り組みの提案を主目的とした現場確認等や聞き取り確認を行う場合は、受注者固有のノウハウの提供は別として、本院の業務運営分析のための現場確認や聞き取り確認へ真摯に協力すること。
- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項についてこれを定める必要が生じたときは、その都度発注者、受注者間において協議して定めるものとする。

業 務 内 容

(1) 医療機器貸出業務 (※別表1 管理機器一覧を対象とする。但し、別表に変更がある場合は、あらかじめ受注者と調整を行うものとする。)

- ①貸出し及び返却の確認
- ②貸出し及び返却時の説明
- ③貸出し及び返却時記録
- ④貸出し状況の把握と報告

(2) 医療機器保守点検業務 (※別表1 管理機器一覧を対象とする。但し、別表に変更がある場合は、あらかじめ受注者と調整を行うものとする。)

- ①医療機器の清掃
- ②医療機器の保守点検 (発注者の指定記録様式を使用する)
- ③保守点検内容の記録
- ④保守点検内容の報告
- ⑤保守点検報告書の発行
- ⑥医療機器保守管理マニュアルの作成、改定
- ⑦保守点検の計画の立案、内容入力
- ⑧病棟医療機器の状況把握
- ⑨臨床工学技士が行う保守点検業務の準備
- ⑩点検修理対象となる医療機器の移動 (ECU から返却された人工呼吸器、血液浄化装置の ICU への移動を含む)

(3) 医療機器保守点検に関する情報管理

- ①医療機器管理システムの運用・管理
- ②貸出返却件数集計
- ③保守点検内容、実績集計
- ④医療機器循環支援サービスの実績の集計と報告
- ⑤ランニングコスト、機能停止時間、特定故障箇所等の情報解析
- ⑥その他医療機器管理システム運用上に付随する業務
- ⑦医療機器の添付文書の管理
- ⑧臨床工学部が担当する医療機器修理、点検、保守の情報管理補助

(4) 医療機器修理業務

- ①修理内容の登録
- ②修理状況の管理
- ③修理部品在庫管理
- ④修理関連文書のデータベース管理
- ⑤臨床工学技士が行う定期点検・修理業務の準備

(5) 医療機器保守点検に関する事務処理

- ①事務処理に関する伝票の管理
- ②臨床工学技士の事務処理補助

(6) 医療機器に関する台帳運用・保守

- ①医療機器の検索
- ②医療機器の統計情報の作成
- ③医療機器登録情報の修正
- ④医療機器の新規登録・廃棄登録
- ⑤検品業務の補助
- ⑥検品関連資料の管理
- ⑦医療機器の廃棄登録に付随する業務
- ⑧未登録機器の調査及び登録

(7) 医療機器研修に関する事務処理の補助

- ①研修受講名簿の作成
- ②研修受講者の集計
- ③研修に関する書類作成・管理

(8) 医療機器の安全性情報の管理

- ①医療機器に関しての自主回収や注意喚起等の安全性情報の収集
- ②安全性情報の関係部署への周知
- ③安全性情報の管理

(9) その他付随業務

- ①ME 機器管理センター内で出た、滅菌の必要な物品を滅菌センターへ搬送、包装し滅菌ボックスへ収納
- ②ME 機器管理センター内で出た、滅菌の必要な物品を専用の回収袋に入れ、滅菌センターへ搬送
- ③ME 機器センター、血管造影室、手術部へ返却された滅菌物の内、臨床工学部管理の物品管理
- ④滅菌センターからの ME センター内で出た、必要物品不足時の連絡対応と不足物品の補充
- ⑤呼吸器付属回路やマスク等の洗浄、すすぎ、乾燥
- ⑥ME 機器センター内の感染性廃棄物用の箱を組立、所定場所に搬送
- ⑦ME 機器管理センター内で出た医療系感染性廃棄物と一般廃棄物の処理及び搬送
- ⑧ME 機器管理センター内の環境の整備、洗濯物を提出及び受領し、所定場所に回収
- ⑨ME 機器管理センター内の清掃
- ⑩ME 機器管理センター内で必要な物品や消耗品等の搬送
- ⑪ME 機器管理センター関連の学内便の搬送
- ⑫ME 機器管理センター関連資料の印刷

別表1.管理機器一覧

機器名称	型番等	台数	中央管理 (台帳管理)	定期点検	使用後点検	備考
輸液ポンプ	TE-261C	133	○	1回/年	○	
シリンジポンプ	TE-351	27	○	1回/年	○	
シリンジポンプ	TE-352Q	100	○	1回/年	○	
シリンジポンプ	TE-362PCA	5	○	1回/年	○	
経腸栄養ポンプ	カンガルーJOYポンプ	65	○	1回/年	○	
除細動器	TEC-5531	4	○	1回/年	—	
除細動器	TEC-5521	2	○	1回/年	—	
除細動器	TEC-5621	4	○	1回/年	—	
除細動器	TEC-5631	23	○	1回/年	—	
除細動器	TEC-7631	1	—	1回/年	—	
保育器	インキュイ	9	○	1回/年	—	
保育器	TN500	11	○	—	—	CE点検補助
人工呼吸器	ベネット980	16	○	1回/年	—	
人工呼吸器	Hamilton-C1	26	○	1回/年	—	
人工呼吸器	Hamilton-C6	3	○	1回/年	—	
人工呼吸器	NKV-330	7	○	1回/年	—	
人工呼吸器	medin-cno(3090)	5	○	1回/年	—	
人工呼吸器	SERVO-U	1	○	1回/年	—	
人工呼吸器	ドレーゲル社製	18	○	—	—	CE点検補助
ネブライザー	サニライザ303	45	○	1回/年	○	
ネブライザー	エアロネブ	19	○	—	○	
自動血球計数装置	XP-300	4	○	—	—	日常点検
血ガス装置	ABL90	3	○	—	—	日常点検
血ガス装置	ABL800	5	○	—	—	日常点検
ベッドサイドモニタ	BSM-6301	32	○	1回/年	—	
ベッドサイドモニタ	BSM-6701	14	○	1回/年	—	
ベッドサイドモニタ	BSM-2301	19	○	1回/年	—	
ベッドサイドモニタ	BSM-2303	9	○	1回/年	—	
ベッドサイドモニタ	BSM-2353	4	○	1回/年	—	
ベッドサイドモニタ	BSM-1763	7	○	1回/年	—	
ベッドサイドモニタ	PVM-2701	45	○	1回/年	—	
ベッドサイドモニタ	PVM-2703	6	○	1回/年	—	
ベッドサイドモニタ	DS-8100N	70	○	1回/年	—	
送信機	日本光電製	54	○	1回/年	—	
送信機	LX-8300	303	○	1回/年	—	
血液浄化装置	DBB-200Si	13	○	1回/年	—	
血液浄化装置	DBB-100NX	3	○	1回/年	—	
フットポンプ	SCD700	144	○	1回/年	—	
加温加湿器	MR850	80	○	1回/年	—	
加温加湿器	アクアサーム	7	○	—	○	
電気メス	VIO300D	6	○	1回/年	—	
電気メス	VIO200D	3	○	1回/年	—	
電気メス	APC2	2	○	1回/年	—	
電気メス	VIO100C	3	○	1回/年	—	
電気メス	VEM2	3	○	1回/年	—	
電気メス	ESG-400	2	○	1回/年	—	
電気メス	FORCE FX-C	3	○	1回/年	—	
電気メス	FORCE TRIAD	3	○	1回/年	—	
電気メス	FT10	3	○	1回/年	—	
電気メス	VIO50C	1	○	1回/年	—	
電気メス	VIO3	6	○	1回/年	—	
体温保持装置	ペアハガー	35	○	1回/年	—	
パルスオキシメータ	ラディカル7タッチ	33	○	1回/年	○	
パルスオキシメータ	WEC-7201	77	○	1回/年	—	
パルスオキシメータ	RAD-5	2	○	1回/年	—	
パルスオキシメータ	RAD-97	15	○	1回/年	○	
輸液加温装置	HOT LINE	8	○	1回/年	—	
輸液加温装置	アニメック	3	○	—	○	
心電計	ECG-1560	1	○	1回/年	—	
心電計	ECG-1550	3	○	1回/年	—	
心電計	ECG-1350	1	○	1回/年	—	
心電計	ECG-9122	1	○	1回/年	—	
心電計	ECG-2450	1	○	1回/年	—	
心電計	FCP-8800	16	○	1回/年	—	
心電計	FCP-8700	2	○	1回/年	—	
心電計	FCP-8600	1	○	1回/年	—	
心電計	FCP-8321	1	○	1回/年	—	
心電計	FCP-8221	1	○	1回/年	—	
心電計	X8222	1	—	1回/年	—	
電気吸引器	LSU4000	9	○	1回/年	—	
空気-酸素ブレンダー	OA2015	3	○	1回/年	—	
空気-酸素ブレンダー	OA2000	22	○	1回/年	—	
空気-酸素ブレンダー	OA2060	26	○	1回/年	—	
酸素流量計(ポンベ用)	フロージェントル+G型	210	○	1回/年	—	
膀胱用超音波画像診断装置	リリアムα-200	14	○	—	○	
自動カフ圧コントローラ	スマートカフ	23	○	—	○	

管理機器一覧に変更がある場合は、あらかじめ受注者と調整を行うものとする。

○:対象、—:対象外